令和７年度がい者によるデータクレンジング委託業務仕様書

**１　業務名**

令和７年度障がい者によるデータクレンジング委託業務

**２　業務の目的**

本業務は、大分県のオープンデータとして公開予定のデータのクレンジングを行い、オープンデータの取組を推進する。その際、障がい者就労施設等からの優先調達を行い、障がい者の社会参画を推進する。

**３　用語の定義**

本委託業務において使用する用語は以下のとおり定義する。

　（１）データクレンジング

委託者が指定するデータについて、大分県がオープンデータとして公開する事を前提とし、そのために必要なデータ形式の検証、変換、補完、突合等の処理、その他必要な修正作業等を行うこと。

**４　業務内容**

（１）データクレンジング業務

（データクレンジングについて）

・委託者の指定するデータについて、データクレンジングを行い、メール等により、委託者へ納品すること。

・委託者の指定するデータ毎に納品時期を協議して決定する。ただし、最終の納品時期は委託期間を超えないものとする。

・データクレンジング業務に従事する者（以下、「業務従事者」という。）は、大分県が定める「令和７年度大分県障がい者優先調達推進方針」に規定された県内に事業所（または活動拠点）を有する障がい者就労施設等で従事する障がい者であること

・納品されたデータについては、おおいたオープンデータカタログサイト等を通じて、大分県においてオープンデータとして公開する。

（対象データについて）

・仕様書別紙１に掲載された１７データセットを対象とする。ただし、データを所管する所属におけるデータの有無や公開の可否等により、データの種類、量が変動した場合は、委託者と協議し、変換するデータを決めること。

・仕様書別紙２に記載するファイル命名規則及び仕様書別紙３に記載する項目定義を遵守すること。

（２）業務遂行体制の整備

・業務従事者へのサポート体制の構築や、作業マニュアルの活用により、スムーズに業務を遂行できるような体制づくりを行うこと。

・本業務に携わる業務従事者やサポート担当職員の状況や人数、役割分担を示した体制図について、業務報告書に記載すること。複数の事業所等の連携による場合は、施設ごとに体制図を作成するとともに、全体の連携体制図を示すこと。

・上記を踏まえ、本業務に従事する毎月あたりの人役（人日数など）を示すこと。

（３）上記に付随する業務

・（１）、（２）についての業務報告書を作成し、提出すること。ファイル容量が大きい等の事情がある場合は、納品方法について事前に委託者に相談すること。

・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。

・その他、事業の運営に関して必要なこと。

**４ 成果品**

本業務によって制作された以下のものについては、成果物として提出すること。

・データクレンジング済みデータ

・業務報告書

**５　委託期間**

　　契約締結の日から令和８年３月１９日までとする。

**６　支払方法**

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

**７ その他業務実施上の条件**

1. 本業務により作成し、委託者に提出した成果物の所有権及び著作権は大分県に帰属するものとし、大分県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
2. 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
3. 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
4. 受託者決定から契約締結の間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。
5. 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
6. 受託者は、情報セキュリティに関して、独立行政法人情報処理推進機構などの公的機関が注意喚起している事項等を踏まえ、本事業実施に係る情報セキュリティの確保のために適切な措置を行い、その責任を負うこと。
7. 受託者は、本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者と十分協議すること